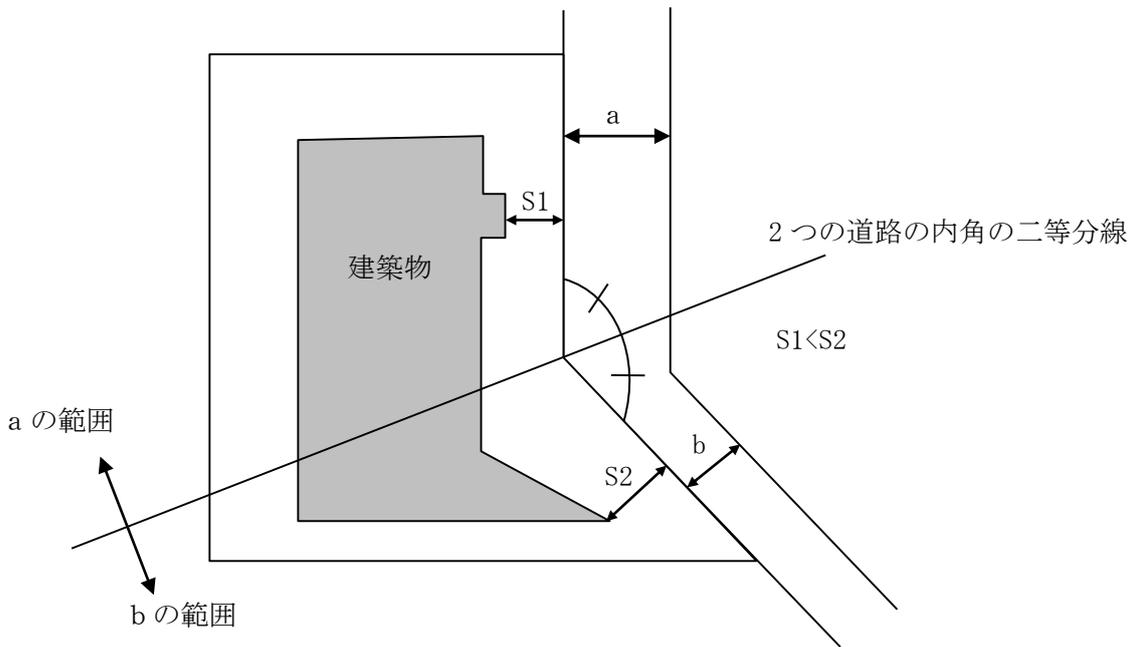


<p>集団規定</p>	<p>建築物の各部分の高さ</p>
	<p>法第 56 条第 2 項</p>

屈曲する道路の後退距離

下図のような場合、後退距離の算定は以下のとおりとする。



(1) 内角が 120 度未満の場合

- ・ 後退距離は、a の範囲についてはその範囲の最小距離 S1 となり、b の範囲については同様に S2 となる。
- ・ 範囲の区分は、二つの道路の内角の二等分線とする

(2) 内角が 120 度以上の場合

- ・ 一つの道路（角地の規定）となるため、後退距離は S1（最小空き寸法）となる。

<p>技術的助言等</p>	
<p>参考資料等</p>	